

各記事の内容については、タイトル横の二次元コードからご確認ください

静岡県最低賃金が時間額 1,154 円に改正されます (令和 8 年 10 月 15 日～)



静岡県最低賃金が以下の通り改正されます。

時間額 1,154 円 (改定前 1,097 円)

発効日 令和 8 年 10 月 15 日

賃金引上げ原資の確保や収益力改善に係る支援策につきましては、「静岡働き方改革推進支援センター」の無料相談、厚生労働省ホームページ「賃金引き上げ特設ページ」を活用いただくなどして、最低賃金への適切な対応をお願いします。

- 静岡働き方改革推進支援センター
☎ 0800-200-5451



- 賃金引き上げ特設ページ
(厚生労働省 H P)



- 最低賃金に関する問合せ先 労働基準部 賃金室 ☎ 054-254-6315



令和 8 年度第 1 回静岡県 SAFE 協議会 (小売業・介護施設) を開催しました



令和 8 年度第 1 回静岡県小売業 SAFE 協議会 (9/15)、介護施設 SAFE 協議会 (9/25) を開催しました。

労働災害の中で多く発生している転倒や腰痛といった行動災害を減少させることを目的に、小売業や介護施設の担当者から、災害発生状況等について発表していただいた後、再発防止対策等についての活発な意見交換が行われました。

また、県や市からは、労働災害発生の背景にもなっている「人手不足問題」に対する人材確保や就労支援に関する各種取組についての説明もありました。

次回の協議会は令和 9 年 1 月頃に、小売業と介護施設の同時開催を予定しています。



▲協議会の様子

「SAFE 協議会」とは? ～従業員の幸せのための安全アクション～

本協議会は、転倒や腰痛等、人の行動を起因として発生する労働災害(行動災害)が第三次産業の特に小売業・介護施設で顕著に増加傾向であることを踏まえ、令和 4 年度から小売業・介護施設の各業種において県内を代表とする企業を構成員としており、当該構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を推進することを目的として設置されました。

カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が10月1日から事業主の義務となりました



令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

以下の資料を参考に、対応をお願いします。

- ハラスメントの内容と事業主の方針、相談窓口の社内周知例
- 就業規則の規定例
- 求職者等に求職活動等におけるルールと相談窓口等を周知する例

資料はこちら
「職場におけるハラスメント対策」
(静岡労働局HP)



☆ カスタマーハラスメントについて講ずべき措置のうち、「カスタマーハラスメントへの対処の内容」や「特に悪質と考えられる者への対処の方針及び当該方針において定めた対処を行うことができる体制の整備」等については、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を参考に定めてください。

事業主が講ずべき具体的な措置の内容

- ・ 事業主の方針等の明確化と周知・啓発
- ・ 相談体制の整備・周知
- ・ 発生後の迅速かつ適切な対応
- ・ 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- ・ 求職活動等に関するルールの明確化と労働者・求職者への周知・啓発 など

ハラスメント対策の総合情報サイトもご活用ください。
「あかるい職場応援団」



「2026年度下期 雇用管理及び助成金制度事業主説明会」を開催します



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部との共催により、雇用に関する国の助成金制度等の説明会を10月・11月に県下7会場で開催します。人材確保・定着等、雇用管理に役立つ公的支援制度に関心をお持ちの事業所の皆様方、ぜひご参加ください。

【日程及び会場（開催時間は、すべて13:30～16:00（受付時間13:15～））】

地区	開催日	会場	所在地	定員	申込締切日
掛川	10/19（月）	掛川市生涯学習センター 2階第4会議室	掛川市御所原 17-1	100	10/13（火）
静岡	10/20（火）	グランシップ静岡 10階1001-2会議室	静岡市駿河区東静岡 2-3-1	100	10/14（水）
沼津	10/27（火）	プラサヴェルデ沼津 301+302会議室	沼津市大手町 1-1-4	100	10/22（木）
富士	10/30（金）	富士市交流センター 2階会議室1	富士市富士町 20-1	65	10/27（火）
浜松	11/5（木）	アクトシティ浜松 コンgresセンター41会議室	浜松市中央区板屋町 111-1	160	10/30（金）
島田	11/12（木）	島田市地域交流センター歩歩路 2階多目的ホール	島田市本通 3-6-1	70	11/9（月）
三島	11/16（月）	三島市商工会議所 4階会議室B・C・D	三島市一番町 2-29	70	11/11（水）

参加申込みは、右上の二次元コードからお願いします。 ※定員に達した場合、申込を締め切ります。お早めにお申込みください。

11月は「過労死等防止啓発月間」です



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
月間中は、「過重労働解消キャンペーン」として以下の取組を実施します。

- 県内労使団体などへの協力要請
- 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
- 長時間労働が疑われる企業などに対する重点的な監督指導
- 過重労働解消相談ダイヤル（無料）
令和8年11月7日（土） 9:00～17:00
☎ 0120-794-713
- 過重労働解消セミナーの開催 【委託事業】（無料）
期間：10月～来年1月まで



過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

日時 2026年11月6日（金） 13:30～16:20（受付13:00～）

会場 プラサヴェルデ コンベンションぬまづ
301・302会議室（静岡県沼津市大手町1-1-4）

プログラム内容

- [静岡労働局からの報告] 静岡労働局 労働基準部 監督課
- [基調講演] 「職場のハラスメント～なぜ起こり、どう対処すべきか～」
大和田 敢太 氏（滋賀大学名誉教授）
- [企業の取組事例の紹介] アルムメディカルサポート株式会社
- [過労当事者・遺族の声]



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です



正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら、労働保険に加入しましょう！

- 労働保険（労災保険・雇用保険）は、仕事や通勤による傷病や失業の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。
- 事業主は、労働者を1人でも雇っていれば労働保険の成立手続きを行う義務があります。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に、労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収します。

詳しくは、労働保険特設サイトをご覧ください。



10月は「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です



中小企業退職金共済制度（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

【制度のメリット】

- ▶ 掛金の一部を国が助成
- ▶ 掛金は全額非課税で、手数料不要
- ▶ パートタイマーや家族従業員も加入OK
- ▶ 外部積立型で管理が簡単
- ▶ 他の退職金・企業年金制度等との資産移管も可能

詳しくは、中退共のホームページをご覧ください。

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、1959年の設立以来、119万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

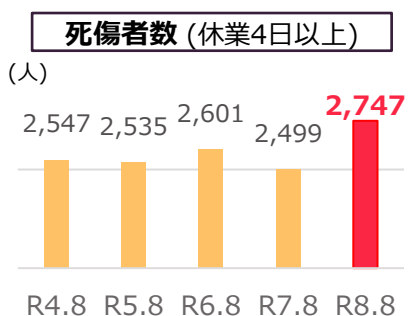
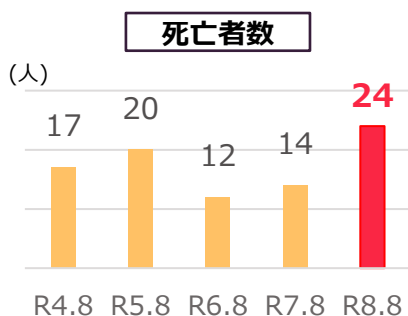
有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

労働災害発生状況（令和8年8月末時点）

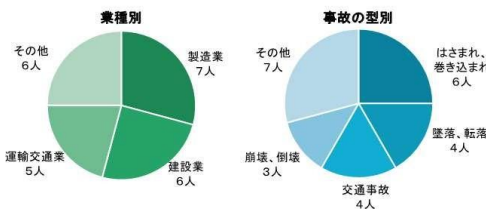


死亡災害 直近10年で最悪のペース

～ 災害防止対策を総点検し、必要な措置は直ちに ～

静岡県内における労働災害による死亡者数は、令和8年8月末時点で24人と、前年同期比で71%増加し、直近10年で最多となっています。
業種別にみると、製造業が7人と最も多く、建設業6人、運輸交通業5人となっています。事故の型別では、「はさまれ、巻き込まれ」が6人で最多、「墜落、転落」と「交通事故」がそれぞれ4人、「崩壊、倒壊」が3人となっています。

静岡労働局



令和8年8月末時点における静岡県内の**死亡者数**は**24人**で、前年同期比10人増加し、直近10年間で最多となっています。
業種別に見ると、**製造業で7人**、**建設業で6人**が被災しています。
死傷者数は**2,747人**で前年同期比248人増加しています。特に「転倒」では**843人**が被災し、前年同期比152人増加しています。

事業主の皆様におかれましては、職場に潜む危険箇所や作業手順を今一度総点検し、必要な対策を速やかに講じてください。また、労働者一人ひとりに対する安全衛生教育を徹底し、労使一体となって労働災害防止に取り組んでください。

静岡県有効求人倍率（令和8年8月）



<雇用情勢の概況>

令和8年8月の有効求人倍率（季節調整値）は1.08倍となり、前月を0.02ポイント下回りました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「**改善の動きに一段と弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用にも与える影響に注意する必要がある。**」と判断しています。

